

## 第2章 森林・林業・木材産業等を取り巻く情勢の変化

### 第1節 国内外の動向

#### 1 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

2015（平成27）年9月にニューヨークで開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が定められました。

この中では、先進国を含む国際社会全体が2030年（令和12）までに貧困や飢餓、気候変動など、広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

これを受け、国は2016（平成28）年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めるとともに、毎年、SDGsアクションプランを作成し、具体的な取り組みを示しており、2019（令和元）年12月には、「SDGsアクションプラン2020」を決定しました。

この中の森林・林業・木材産業関係では、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための施策や、強靱な国土の整備のための治山対策などの取り組みを進めることとしています。

#### 2 地球温暖化対策と森林

1992（平成4）年に、環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において採択された気候変動枠組条約の発効後、国際的な排出削減の枠組の構築に向けて協議が継続的に行われた結果、2015（平成27）年にはパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされました。

国では、2020（令和2）年度の温室効果ガス削減目標を2005（平成17）年度比3.8%減以上、森林吸収量で約3,800万CO<sup>2</sup>トン（2.7%）以上を確保することとし、2013（平成25）年度から2020（令和2）年度までの8年間において、年平均52万haの間伐\*を実施することとしました。

また、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標については、2013（平成25）年度比26%減、森林吸収量で約2,780万CO<sup>2</sup>トン（2.0%）を確保す

ることとし、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間に  
おいて、年平均45万haの間伐を実施することとしています。

### 3 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）

2019（令和元）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針  
2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」において、林業・木材産業の成  
長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化の推進や、  
高精度な資源情報を活用した森林管理などスマート林業<sup>※</sup>等の林業イノベーションを推  
進することとしています。

※Society5.0：サーバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会  
的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、  
情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会  
の姿として提唱された。

### 4 森林法の改正

2016（平成28）年5月、林野庁は林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な  
管理のため、国産材の安定供給体制の構築や森林資源の再造成の確保、森林の公益的機  
能の維持増進を一体的に図る必要があることから、森林法の改正を行い、主な内容は次  
のとおりです。

- ・市町村が森林の土地の所有者や境界に関する情報を一元的にとりまとめた林地台帳<sup>※</sup>  
を作成し、その内容の一部を公表する新たな仕組みを創設
- ・森林を伐採した後に、適切に更新が行われることが重要であることから、森林所有者  
等に対し、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務付け
- ・深刻化するシカ等の野生鳥獣による森林被害対策を強化するため、市町村森林整備計  
画<sup>※</sup>等において鳥獣害防止森林区域及び防止方法を定め、対策を推進

### 5 森林・林業基本計画の策定

2016（平成28）年5月、新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。

この基本計画は、森林及び林業に関する基本的な方向を明らかにするもので、資源の  
循環利用や原木の安定供給体制の構築などによる林業の成長産業化の推進、自然条件等  
を踏まえた育成複層林への誘導などによる公益的機能<sup>※</sup>の一層の発揮を図ることとして  
います。

## 6 全国森林計画の策定

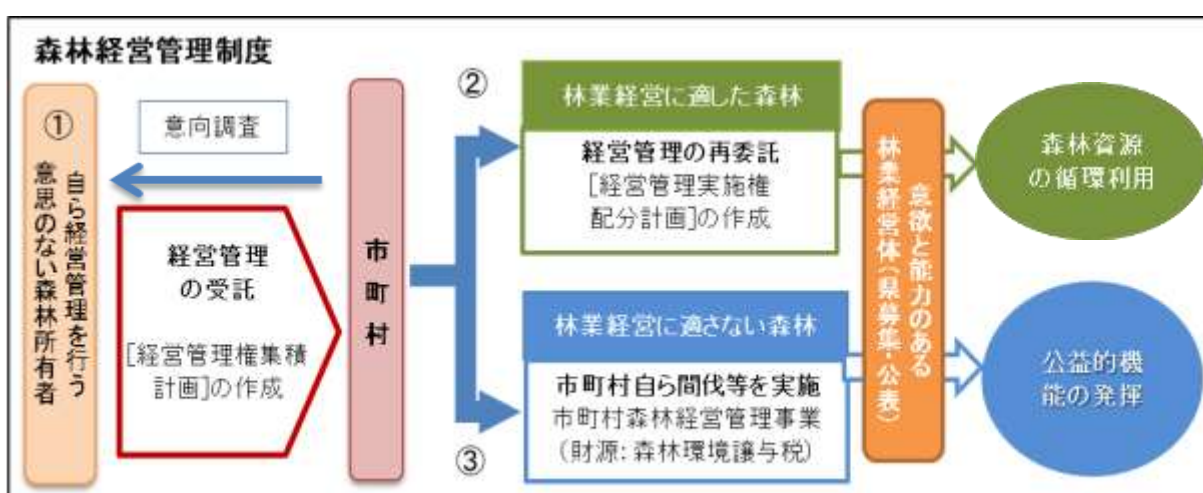
2018（平成30）年10月、新たな「全国森林計画」が閣議決定されました。全国森林計画は、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごとに策定するもので、充実した森林資源の現況等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標や全国の伐採、造林等の計画量、施業の基準等が示されており、県が策定する「地域森林計画<sup>\*</sup>」の指針となるものです。

## 7 森林経営管理法の施行

2019（平成31）年4月、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、森林経営管理法が施行されました。

同法では、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、所有者が自ら経営管理を行う意思がない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営体や市町村に委ねる「森林経営管理制度<sup>\*</sup>」が創設されました。

森林の経営管理は、これまで森林所有者自ら、または、森林所有者が民間事業者等に経営委託し実施されてきましたが、同制度では、市町村を介して経営意欲の低い小規模零細な森林所有者を意欲と能力のある林業経営体につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みの構築により、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。



## 8 森林環境譲与税の譲与開始

地球温暖化や災害の防止に必要な森林の整備の財源を確保するため、2019（平成31）年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、2019（令和元）年度から森林環境譲与税の譲与が開始されました。

譲与税の使途は、市町村においては森林の整備、都道府県においては、その支援、また、市町村・都道府県共通の使途として、森林の整備を担うべき人材の育成・確保、森林の有する公益的機能の普及啓発、木材利用の促進等とされています。

## 9 国土強靱化基本計画の改定

国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定した「国土強靱化基本計画（2014（平成26年6月閣議決定）」が5年を経過したことから、脆弱性評価を実施するとともに、近年の大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえ、2018（平成30）年12月に同計画を見直しました。

その中で、森林分野においては、山地災害が発生する危険性の高い地区の的確な把握、保安林の適正な配置、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策等、事前防災・減災のための山地災害対策を強化するとしており、今後、同計画を踏まえて新たに策定した「山梨県強靱化計画」に基づいて治山対策と森林整備に積極的に取り組んでいくこととしています。

## 10 建築分野における木造化に向けた動き

2010（平成22）年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体では公共建築物等の木造化・木質化を積極的に推進しています。

一方、経済界においても、これまで木材が余り使われなかった非住宅、中高層建築物の木造化・木質化を進める様々な取り組みが各地で行われています。

2018（平成30）年3月には、公益社団法人経済同友会から、「地方創生に向けた“需要サイドからの”林業改革～日本の中高層ビルを木造建築に！～」との提言がなされるとともに、同年10月には「中高層木造建築及び内装木質化における民間需要の喚起」をテーマに、「国産材・CLTシンポジウム」が開催されました。

また、「一般社団法人日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）」は、日本創生委員

会とともに、経済界を挙げて国産材需要拡大の国民運動を展開する活動を続け、2019（令和元）年5月には、「第6回林業復活・地域創生を推進する国民会議」を開催し、産学官が連携して推進すべき取り組みについての提言を発表しています。

こうした動きに加えて、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」における選手村ビレッジプラザに、全国63の地方自治体から提供された木材を使用する取り組みや、2018（平成30）年には、全国知事会において国産木材活用を目指すプロジェクトチームが結成され、国産木材の新たな分野での利用や魅力発信など、各地方公共団体の国産木材の需要創出に向けた取り組みを更に全国的に加速させることの必要性などを内容とした緊急提言がなされています。

こうした中、2019（平成31）年2月に民間非住宅建築物等における木材利用の促進に向け、商工団体と林業・木材産業関連団体が連携し、木材が利用しやすい環境づくり、日本全国に木材利用を広げていくプラットフォームづくりに取り組む「ウッド・チェンジ・ネットワーク」が始動しています。

## 第2節 県内の動向

### 1 県総合計画の策定

県では、新たな県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」を2019（令和元）年12月に策定しました。

同計画では、20年後の本県の目指すべき姿を、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」とし、産業の振興による県内経済の活性化や、自然環境と調和した持続可能な社会への転換などを推進することとしています。

その取り組みの方向性として、5つの戦略に整理しており、攻めのやまなし成長戦略として、林業の成長産業化の推進、快適やまなし構築戦略として、森林の公益的機能の強化などが位置付けられています。

### 2 県産木材利用促進条例の制定

2019（平成31）年3月、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化と、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として、「山梨県県産木材利用促進条例」を制定しました。

また、本条例に基づき、2020（令和2）年3月に策定した基本方針により、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

### 3 山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の見直し

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、県内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項や、県内の公共土木工事及び公共施設に係る工作物における木材の利用について必要な事項を定めた、「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」について、2017（平成29）年6月の国の公共建築物等木材利用基本方針の変更を受けて、見直しを行い、公共建築物等の木材の利用促進に取り組んでいます。

### 4 県緑化計画の見直し

2014（平成26）年3月に策定した、県環境緑化条例に基づく、緑化の目標や施策の方向等を定めた計画である、「山梨県緑化計画」の中間見直しを2019年12月に行いました。

基本目標を、「多様な主体が支える緑づくりの推進」とし、緑をつくる、緑をいかす、

緑をまもる、緑をまなぶの4つの基本方針ごとに、SDGsの考え方を活用しつつ、施策の展開を図ることとしています。

## 5 県産木材の需給の変化

2018（平成30）年12月に大月市内において大型木質バイオマス発電施設が、2019（令和元）年5月に身延町内において大型合板工場が稼働し、南部町内や甲斐市内においてもバイオマス発電施設が計画されるなど、県産木材の新たな分野の需要が生まれています。